

住宅火災から「いのち」を守るためにも住宅用火災警報器を設置しましょう！

## 住宅用火災警報器に関するお問い合わせ窓口を設置しました！！

喜多方広域消防本部では、令和5年5月から消防本部予防課、各消防署、各分署に「**住宅用火災警報器相談窓口**」を開設しております。

住宅用火災警報器の設置方法や点検方法、取付支援などに関する相談を行っておりますので、お気軽にご相談ください。

- 住宅のどこに付けたら良いか分からない。どのような住警器を付けたら良いか分からない。
- 作動点検はどのようにするのか。
- 高齢、体が不自由で取り付けや交換ができない。取り付け方法が分からない。
- いつ交換すれば良いかわからない。等・・・

住宅用火災警報器に関することならなんでも結構ですのでいつでもお気軽にご相談ください。

### お問い合わせ・相談窓口

消防本部予防課 0241-22-6213

喜多方消防署 0241-22-6211

西会津消防署 0241-45-3119

北塩原分署 0241-32-2020

山都分署 0241-38-2119

